

事務連絡

令和2年2月28日

下線部一部修正 令和2年3月1日

各 都道府県
指定都市
中核市
子ども・子育て支援交付金
放課後児童健全育成事業
ご担当者様

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後児童健全育成事業に対する財政措置について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業が要請されたところです。

一方で、放課後児童健全育成事業については、共働き家庭など留守家庭の小学生を対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いをしたところです。(「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う保育所等の対応について」(令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡))

今般の対応に伴い、追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、

- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合

1日当たり 10,200円

- ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合

1日当たり 36,000円

の加算を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10/10として補助することを予定しています。

交付要綱や申請手続き等については追ってご連絡させていただきますが、各都道府県子ども・子育て支援交付金ご担当者様、放課後児童健全育成事業ご担当者様におかれましては、ご了知の上、貴管内各市町村(特別区を含む。)に対してご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。